

みえ県民力ビジョン
第三次行動計画（仮称）

〔中間案〕

（子ども・福祉部関係分）

令和元（2019）年9月

三 重 県

政策体系の見直し案一覧表

(子ども・福祉部主担当施策)

第二次行動計画

政策	施策	基本事業
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～		
共生の福祉社会	131	障がい者の自立と共生
		13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実
		13102 障がい者の就労促進
		13103 農林水産業と福祉との連携の促進
		13104 障がい者の相談支援体制の整備
		13105 精神障がい者の保健医療の確保
	132	13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり
		支え合いの福祉社会づくり
		13201 地域福祉活動の推進
		13202 質の高い福祉サービスの提供
希望がかなう、少子化対策の推進	231	13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
		13204 高齢者の社会参加環境づくり
		13205 生活困窮者の生活保障と自立支援
		13206 戦没者遺族等の支援
	232	
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	233	少子化対策を進めるための環境づくり
		23101 少子化対策を進めるための機運醸成
		23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり
		23103 ライフプラン教育の推進
		23104 男性の育児参画の推進
	234	結婚・妊娠・出産の支援
		23201 出逢いの支援
		23202 不妊に悩む家族への支援
		23203 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
児童虐待の防止と社会的養護の推進	235	子育て支援と家庭・幼児教育の充実
		23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
		23302 子どもの貧困対策の推進
		23303 発達支援が必要な子どもへの支援
		23304 家庭・幼児教育の充実
	236	児童虐待の防止と社会的養護の推進
		23401 児童虐待対応力の強化
		23402 家庭養護の推進
		23403 社会的養護が必要な児童への支援

第三次行動計画(仮称)中間案

政策	施策	基本事業
I「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～		
支え合いの福祉社会	131	地域福祉の推進
		13101 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供
		13102 生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり
		13103 生活困窮者の生活保障と自立支援
		13104 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
		13105 戦没者遺族等の支援
	132	障がい者の自立と共生
		13201 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実
		13202 農林水産業と福祉との連携の促進
		13203 障がい者の相談支援体制の整備
児童虐待の防止と社会的養育の推進	133	13204 精神障がい者の保健医療の確保
		13205 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進
		児童虐待の防止と社会的養育の推進
		13301 児童虐待対応力の強化
		13302 社会的養育の推進
	231	I「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～
		II-3 県民の皆さんと進める少子化対策
		23101 子ども・子育てを応援する気運醸成
		23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり
希望がかなう、少子化対策の推進	232	23103 家庭教育応援の充実
		23104 男性の育児参画の推進
		結婚・妊娠・出産の支援
		23201 思春期世代におけるライフデザインの促進
		23202 出逢いの支援
		23203 不妊に悩む家族への支援
	233	23204 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
		子育て支援と幼児教育・保育の充実
		23301 幼児教育・保育の充実
		23302 放課後児童対策の推進
児童虐待の防止と社会的養護の推進	234	23303 子どもの貧困対策の推進
		23304 発達支援が必要な子どもへの支援
	235	

施策131 地域福祉の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

現状と課題

- 相互扶助としての地域コミュニティの機能が失われつつある中、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で暮らし続けることが困難な状況が生じています。また、複数の課題を抱えており、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られます。高齢者や障がい者、生活困窮者などの支援を必要とする人を、地域住民やさまざまな主体が連携し、社会全体で支え合う体制づくりを進めていくことが必要です。
- 刑法犯認知件数が平成14（2002）年をピークに年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し50%を占めるに至っており、再犯を防止し、県民の安全・安心を確保するには、犯罪をした者等が地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会とかかわりを持ちながら日常生活を営めるよう支援することが必要です。
- 福祉サービスを提供する社会福祉法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査等の実施により、適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。
- ひきこもりや自殺の背景にはさまざまな事情や原因がありますが、こうした生きづらさを抱えている人にしっかりと寄り添いながら、個々の状況に応じた適切な支援につなげるため、関係機関の連携による包括的な支援体制を整備することが必要です。
- 生活困窮状態に陥った背景にはさまざまな要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が必要です。
- ユニバーサルデザインの考え方をさらに広めるため、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、さまざまな主体と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組むことが必要です。また、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、よりユニバーサルデザインに配慮した公共施設や商業施設を整備することが必要です。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになっているため、平和への思いを次世代に継承していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。このため、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、N P O、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、ユニバーサルデザインのまちづくり、生活困窮者の自立支援などを進めます。

取組方向

■ 基本事業1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

「三重県地域福祉支援計画」に基づき地域福祉の推進を図り、市町や社会福祉協議会との連携を深め、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、犯罪をした者による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画」に基づく取組を進め、関係機関等と連携しながら、就労・住まいの確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等の支援を行います。さらに、社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。

■ 基本事業2 生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり

ひきこもりなど、生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、電話や面談による相談対応のほか、支援者研修などに取り組みます。また、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化し、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代に対応した対策を進めるとともに、さまざまな課題を抱える人を包括的に受け止め、適切なサービスにつなぐ相談支援体制の構築を進めます。

■ 基本事業3 生活困窮者の生活保障と自立支援

生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。

■ 基本事業4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ヘルプマーク、おもいやり駐車場利用証制度の普及や学校での出前授業等に取り組むとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に定める整備基準や適合証の啓発、鉄道駅のバリアフリー化の支援等を進めます。

■ 基本事業5 戦没者遺族等の支援

戦争犠牲者への慰霊事業を行うとともに、平和への思いを継承するため、慰霊事業への次世代遺族の参列を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
市町地域福祉計画の策定数			市町における地域福祉計画の策定数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
子ども・若者の自殺死亡率			子ども・若者（40歳未満の人）における人口10万人あたりの自殺者数
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数			福祉事務所設置自治体において、自立相談支援機関（相談窓口）で実施している生活困窮に関する相談に対する、面談や訪問、同行支援の件数
ヘルプマークを知っている県民の割合			ヘルプマークを知っている県民の割合

施策132 障がい者の自立と共生

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るために取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 障がい者の地域生活を支援するための取組を進めることで、グループホームなどの障害福祉サービスの充実、工賃の向上や一般就労者数の増加など障がい者の自立に向けた環境整備は進みつつありますが、引き続き居住の場や日中活動の場、地域生活を支える障害福祉サービス等の充実や、医療的ケアが提供できる事業所の拡充を図る必要があります。また、工賃向上や多様な就労の場の確保と定着への支援を強化し、さらには、社会的事業所をはじめとした障害者就労施設等からの優先調達を推進することで、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、より一層取り組みを進めることができます。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいます。今後、障がい者が多様な担い手としてさらに活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が身近な市町で相談が受けられる相談支援の提供体制構築と支援の質的向上のため、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいますが、さまざまな障がい状況に対応し、誰もが望む生活が送れるよう、引き続き相談支援の強化を図り、地域における人材の育成体制構築を推進することが必要です。
- 精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行をさらに進めるとともに、精神的不調を来たした場合も早期かつ適切に医療が受けられるよう、精神障がい者が地域で安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県手話言語条例」、「障害者虐待防止法」などの法令整備が進められてきましたが、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止、障がい者の情報保障など社会参加環境の整備のより一層の取組が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が地域社会で生きがいを感じながら安心して暮らすことができるよう、「障害者権利条約」における「障害者を保護の客体から権利の主体へ」との考え方に基づき、県民が社会全体で障がい者との対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、地域の多様な構成員が相互の理解と支え合いにより、障がい者の自立と社会参加を妨げているさまざまな要因の解消を図っていくことで、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加・参画できるための取組を進めています。

取組方向

■ 基本事業 1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

障がい者が地域で必要な支援を受けながら、自立し安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実、医療的ケア児・者の受け皿の拡充、就労の場の確保および職場への定着支援、福祉的就労事業所における工賃向上に取り組みます。

■ 基本事業 2 農林水産業と福祉との連携の促進

障がい者が農林水産業の新たな担い手として活躍できるよう、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することで、障がい者の就労機会の拡大に取り組みます。

■ 基本事業 3 障がい者の相談支援体制の整備

障がい者が自ら生活の場や暮らし方を選択し、地域で暮らし続けることができるよう、広域的・専門的な相談支援の強化と、地域における人材育成体制の構築による相談支援の一層の質的向上を図り、障がい者のニーズの多様化、高度化に適切に対応できる相談支援体制の整備を推進します。

■ 基本事業 4 精神障がい者の保健医療の確保

精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の整備など、精神障がい者や家族が適切な医療や支援を受けて安心して暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。また、依存症について、相談体制の整備や、専門医療機関の確保に努めるとともに、相談機関、専門医療機関と自助グループ等との連携を進めます。

■ 基本事業 5 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」についての普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めるとともに、情報コミュニケーションに係る支援、スポーツや芸術文化活動などへの参加機会の充実など、障がい者の社会参加環境の整備に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数			居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数			日中活動系サービスである生活介護、療養介護、就労系サービスである就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、障害児通所系サービスである児童発達支援、放課後等デイサービスを利用することで、日中活動している障がい児・者数
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数			福祉事業所と農林水産事業体において、農林水産業に新たに年間 12 日以上従事した障がい者数

施策133 児童虐待の防止と社会的養育の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どもが守られています。また、全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援や、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツールの導入、相談業務へのAI活用に向けた実証実験、子どもの権利擁護のためのアドボケイトの養成など、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、県民全体で児童虐待の防止に取り組む決意を改めて示すため、社会情勢の変化やこれまでの取組をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」の改正を進めています。引き続き、児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。
- 平成23(2011)年3月、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。さらに、平成27(2015)年3月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の推進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきたところ、里親委託率は全国平均を上回るペースで伸びているとともに、家庭的な養育環境の施設も年々増加しています。そのような中、平成28(2016)年には、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であるとともに、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、今後は「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

社会的養護などを必要とする要保護児童が安心して健やかに暮らせるよう、県民一人ひとりが要保護児童とその家族に対する理解を深めるとともに、地域の市町、医療機関、警察、里親、施設等が連携し合い、地域社会がセーフティネットを機能させて支援を行います。

取組方向

■ 基本事業 1 児童虐待対応力の強化

児童虐待対応力の強化に向け、児童相談所の専門職を増員して体制強化を図ります。また、子どもの安全を最優先に考えた迅速な初期対応、虐待があった家庭への支援を行うなど、的確な児童虐待対応に取り組みます。さらに、市町における子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行い、市町の児童相談体制の強化を促進するとともに、児童虐待防止の啓発や関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見および早期対応につなげます。

■ 基本事業 2 社会的養育の推進

社会的養護を必要とする全ての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、令和元（2019）年に策定した（予定）「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者の増加と、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模化・多機能化等を促進します。さらに、子どもの権利擁護や社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合			里親・ファミリーホームへの委託児童数、児童養護施設・乳児院に入所している児童数の総和のうち、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数			県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）			児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォースタリング機関等の事業数

施策231 県民の皆さんと進める少子化対策

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、企業や団体等のさまざまな主体との協創が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 結婚や妊娠、出産、家族のあり方などについては、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ですが、県民の結婚や出産等について、理想と現実にギャップが生じていることから、さまざまな主体の参画を得ながら、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき少子化対策の取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの権利を尊重する「三重県子ども条例」に基づき、企業や団体等のさまざまな主体と連携し、イベントの実施等を通じて子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組んできました。引き続き、取組を継続するとともに、子どもたちの自己肯定感を高め、「生き抜いていく力」を育む必要があります。また、子どもたちの携帯電話・スマートフォンの所有率が高まっており、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が発生していることから、子どもたちが適正にインターネットを利用できるよう啓発を進める必要があります。
- 地域のつながりの希薄化や少子化の進行などの家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や家庭の小規模化などの家庭のあり方が多様化し、子育てに負担を感じる保護者が増加している中、平成28（2016）年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定し、市町や三重県PTA連合会と連携して家庭教育の応援に取り組んできました。今後も各家庭の実情に応じた家庭教育応援の取組を社会全体のつながりの中で進めていく必要があります。
- イクボスの推進や「みえの育児男子プロジェクト」等の取組により、企業等で働く男性の育児休業取得への関心が高まっている中、仕事と子育ての両立支援制度は整いつつあるものの、男性が育児休業を取得しやすい職場風土となっておらず、実際の取得が進んでいない現状があります。一方、パートナーの家事・育児の参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果などがあり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方より広めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんや企業・団体、関係機関と少子化等の現状とその対策の必要性について認識を共有するとともに、さまざまな主体との協働により、従来の血縁、地縁、社縁にとどまらない、「縁を育み、縁で支える」といったより幅広いつながりづくりを進めていきます。

取組方向

■ 基本事業1 子ども・子育てを応援する気運醸成

さまざまな主体で構成される「少子化対策推進県民会議」で情報共有等を図るとともに、企業や団体、関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成やウェブサイトによる情報発信を進めます。

■ 基本事業2 子どもの育ちを支える地域社会づくり

「三重県子ども条例」の基本理念をふまえ、企業、団体、県民等、さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支える取組を進めます。また、三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査の適正な実施や、青少年のインターネットの適正な利用が進むよう啓発活動等に取り組みます。さらに、自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むため、幼児期からの自然体験の普及啓発を市町や関係機関と連携して進めます。

■ 基本事業3 家庭教育応援の充実

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、妊娠期から学齢期の子を持つ親同士の交流をはじめ、教育の原点である家庭教育を応援する取組を進めます。

■ 基本事業4 男性の育児参画の推進

男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めます。また、男性の育児休業の取得が進むといった、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業等に働きかけるなど、社会全体に男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう気運の醸成に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))			三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部雇用対策課実施)において、過去1年間に育児休業を取得した男性従業員の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)			「みえの子ども応援プロジェクト」の活動に参加(人的、資金的、物的支援の全て)した企業・団体数
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)			男性の育児参画の普及・啓発やイクボスの推進等に関わる事業・団体数
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数			申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数

施策232 結婚・妊娠・出産の支援

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会が少なくなっていることから、子どもたちを含めた若い世代が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える機会を提供することの必要性が高まっています。
- 未婚の人が結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めており、さまざまな出会いの機会の情報提供が必要です。また、結婚後には現在と同じ、または近隣の市町に住みたいと考えている人が多く、各地域において出逢いや結婚を応援する取組が広がることが必要です。
- 晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、妊娠・出産についての希望がかなうよう、特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。また、仕事をしながら不妊治療を受ける人も増加していることから、仕事と不妊治療の両立支援のための取組が必要です。
- 核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産支援体制の構築が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

結婚や出産を個人や家族だけの問題と捉えることなく、行政や学校、企業、NPO等さまざまな主体が連携し、それぞれの地域資源を活用しながら、学童期から結婚、出産、育児に至るまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供する体制を整備します。

取組方向

■ 基本事業 1 思春期世代におけるライフデザインの促進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、思春期世代を対象とした教育や普及啓発に取り組みます。また、思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦健診未受診など妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。

■ 基本事業 2 出逢いの支援

結婚を希望する人等に対して市町や企業などが行う出逢い支援の取組を活性化させるなど、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運を醸成します。

■ 基本事業 3 不妊に悩む家族への支援

特定不妊治療助成や男性不妊治療のほか、不育症治療等県独自の経済的支援や不妊専門相談センター事業における相談体制の強化に取り組みます。また、若年がん患者が治療を終えた後、子どもを産み育てることができるよう妊娠性温存治療を支援します。さらに、仕事と不妊治療の両立に向けて、企業の不妊治療への理解を深め、不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

■ 基本事業 4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

各市町が、妊娠・出産・育児における地域の強みを生かした切れ目ない母子保健体制を整備できるよう、人材育成、関係機関調整等、体制整備の支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
母子保健コーディネーター養成数			県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
出逢い支援の取組を連携して行った企業・団体数			「みえの出逢い応援団体」の実施する出逢い支援にかかる取組のうち、複数団体が連携して実施された取組における関わった企業や団体数
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合			仕事をしながら不妊治療を受けている人のうち不妊治療について職場の理解があると感じている人の割合
産婦健診・産後ケアを実施している市町数			産婦健診・産後ケア事業の両方を実施している市町数

施策233 子育て支援と幼児教育・保育の充実

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う保育所、幼稚園等の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育を受けることのできる環境が保障されています。

現状と課題

- 施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や育児休業取得率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭・地域と協力し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
- 平成30（2018）年度に新しい保育所保育指針等が実施されるとともに、令和元（2019）年10月には幼児教育・保育の無償化が実施されました。今後も、保育人材の確保等による待機児童の解消や幼児教育・保育のより一層の質の向上、幼稚園等の子育て支援の充実を図っていく必要があります。
- 就学前教育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えており、施設整備などにより利用できる小学校区の割合は増加していますが、待機児童は解消されていません。引き続き、放課後児童クラブの施設整備や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、必要とするときに病児・病後児保育が利用できる環境整備が必要です。
- 令和2（2020）年度から高等教育の無償化が始まり、低所得者層の教育支援の充実が図られます。「貧困の連鎖」によって子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望を持ち、夢や志に向かっていけるよう、より実効的な子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 平成29（2017）年6月に開院した「県立子ども心身発達医療センター」において、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「CLM（チェックリストイン三重）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況も相まって、初診診療の待機期間の長期化しています。そのため、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。

新しい豊かな・協創の視点

未来の宝である子どもたちの健やかな成長を支えるため、必要な子育て支援サービスが全ての子育て家庭に対して提供されるよう、行政・企業・団体と連携するとともに、地域のさまざまな人材の参画を得ながら、社会全体で支える取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業1 幼児教育・保育の充実

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の資質向上を図るための研修などを実施します。また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援し、就労促進や早期離職防止を図ります。幼児教育の充実に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した実践の普及に努めます。

■ 基本事業2 放課後児童対策の推進

放課後子ども総合プランを推進するため、放課後児童クラブ等の整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童クラブ等に従事する人材の確保や資質向上に取り組みます。また、病児・病後児保育事業の充実を図るため、施設整備等への支援を行います。

■ 基本事業3 子どもの貧困対策の推進

「三重県子どもの貧困対策計画」及び「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所の拡大、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備など、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目がない支援に、市町や関係団体等と連携して総合的に取り組みます。

■ 基本事業4 発達支援が必要な子どもへの支援

三重県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な治療・療育を行うとともに、地域の医療機関を対象とした研修会の実施、市町等の専門人材の育成支援、幼稚園・認定こども園・保育所への発達障がい児支援ツールの導入等をより一層進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
保育所等の待機児童数			翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）			県が実施するキャリアアップ研修における各分野で定められた全ての講座（時間）の修了者数
放課後児童クラブの待機児童数			5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数
子どもの貧困対策計画を策定している市町数			子どもの貧困対策に関する計画として、単独または総合計画の一部として策定している市町数
「C L Mと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合			県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「C L Mと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合

「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく
年 次 報 告 書
(平成30年度版)

令和元年9月
三 重 県

目 次

1. はじめに 1

2. 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移 2
(2) 児童虐待相談の経路 3
(3) 児童虐待相談における主な虐待者 4
(4) 被虐待児童の年齢 5
(5) 児童虐待相談種別 6
(6) 児童虐待相談後の処遇 7
(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等 8
(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況 9

3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系 10
(2) 子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係) 11
(3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係) 14
(4) 保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係) 16
(5) 連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係) 18
(6) 啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係) 20

参考

○子どもを虐待から守る条例 23
---------------	----------

1. はじめに

三重県では、平成16年3月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で子どもを虐待から守るための取組のあり方などを定めています。

本報告書は、条例第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、毎年県議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものであり、今回は15回目の報告書として平成30年度の状況を記載しています。

三重県においては、平成22年4月に重篤な児童虐待事例が発生したことを受け、同年10月、県議会の決議がなされ、県は平成23年度、市町支援及び連携の調査検討、研修体系の見直し等の取組を推進しました。

平成24年8月及び10月に県内で虐待により乳児が死亡する事例が発生したことを受け、児童相談センターの組織改正を行うとともに、職員の増員をその後も継続して実施しています。また、初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」及び一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の研究開発を行いました。

一方、子どもが虐待を受けて亡くなる事件が全国で発生するなど、引き続き児童虐待は大きな社会問題となっています。厚生労働省は平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を公表しました。また、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を発出しています。

このような対策や児童福祉法等の改正を通じて、全ての子どもを守るためのルールの徹底、児童相談所及び市町の体制強化等を行い、子どもの最善の利益を実現していくことが求められています。

三重県では、平成30年8月に三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部と「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結し、平成31年4月には北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、県鈴鹿庁舎内に新たに鈴鹿児童相談所を開設するなど、県内の関係機関の連携強化及び支援体制の強化を図りました。

令和元年7月からは、国立研究開発法人産業技術総合研究所によるAIを活用した児童虐待対応支援システムの実証実験を中勢児童相談所及び南勢志摩児童相談所において実施しており、児童虐待への的確な初期対応やその後の再発防止などに取り組んでいきます。

また、令和元年度中に「三重県社会的養育推進計画」を策定し、里親・ファミリーホームへの支援の充実、児童養護施設等の本体施設の小規模化及び地域分散化、子どもの権利擁護や施設退所者の自立支援等を推進していきます。

2. 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移

- 平成30年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多の2,074件でした(前年度比+24.2%)。

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全ての児童相談所の件数が増加した結果、2,074件となり、4年連続で過去最多件数を更新しました。

平成30年3月の東京都目黒区及び平成31年1月の千葉県野田市における児童虐待死亡事案が大きく報道されたこと、また、それらを受けて国が行った児童虐待防止の緊急総合対策等により、関係機関との連携強化が進むなど、社会全体の児童虐待に対する関心の高まりによる積極的な通告が実施されたことなどが増加要因として考えられます。

今後も子どもの安全確保を最優先とする観点から、引き続き関係機関と連携し、虐待防止の啓発や未然防止、早期発見・早期対応などの取組を強化していく必要があります。

表1 児童虐待相談対応件数の年次推移

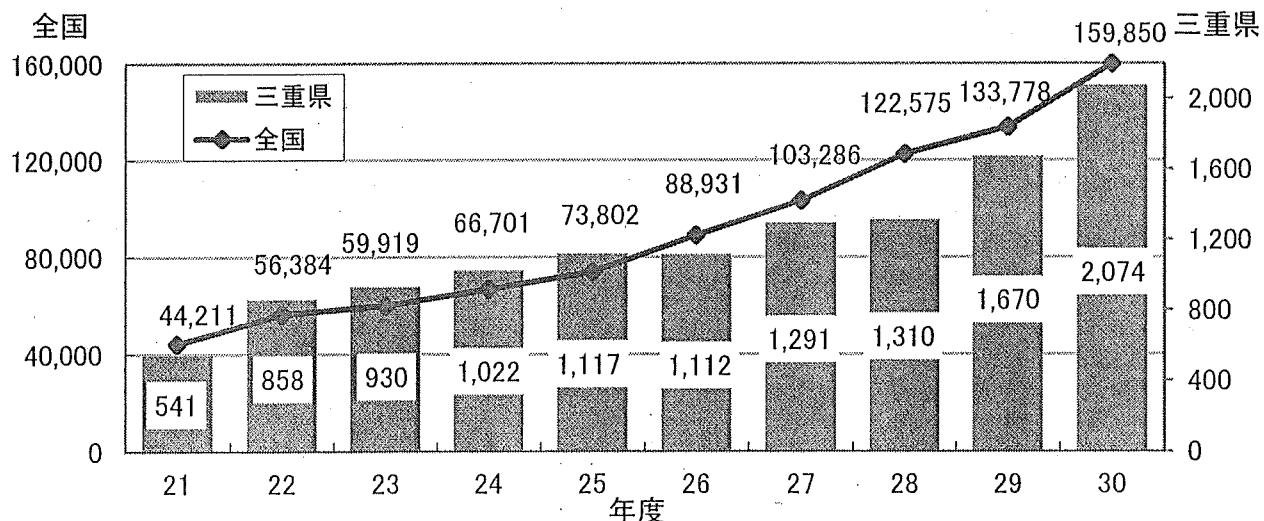
(単位：件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全 国	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850
三重県	541	858	930	1,022	1,117	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074

注1) 平成22年度の全国の件数は、福島県分を除いて集計した数値です。

注2) 平成30年度の全国の件数は、速報値です。

○児童虐待相談対応件数の年次推移



(2)児童虐待相談の経路

- 児童相談所への児童虐待相談の経路は前年度と同様、多い順に、①市町の機関、②警察等、③近隣・知人となっています。

児童虐待の第一義的な相談窓口である市町の機関からの相談が742件（前年度比56件増）、続いて、警察等が506件（同154件増）、近隣・知人が249件（同78件増）となっています。

児童相談所等と警察は緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先に行うことが重要です。三重県では平成29年3月に「児童虐待に係る関係機関との情報共有に関する申合せ書」を警察と締結し、平成30年8月に「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部と締結するなど、市町要保護児童対策地域協議会を含めた関係機関の連携強化を図っています。

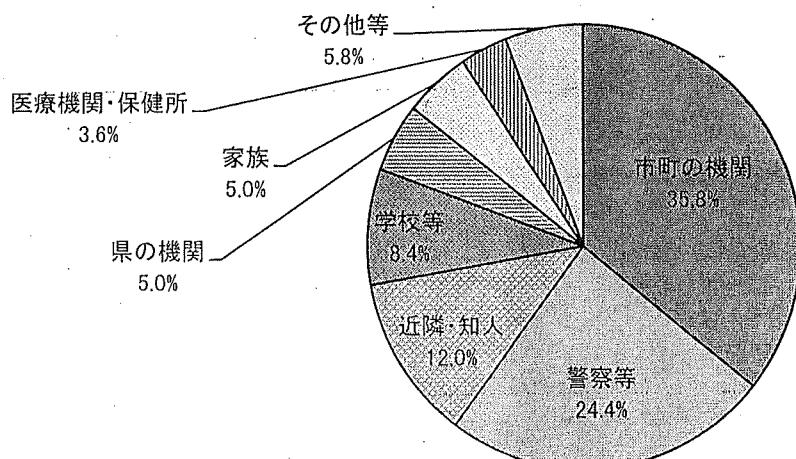
表2 児童虐待相談の経路内訳（平成30年度）(単位：件、%)

経路 件数	家族		親 戚	近隣 ・ 知 人	児 童 本 人	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児 童 委 員	保 医 療 健 康 機 所 関	施 児 童 設 福 等 社	警 察 等	学 校 等	支 援 セ ン タ ー	児 童 家 庭	その 他	計
	虐待 者	以 虐 待 外 者														
相談 件数	34	69	12	249	13	104	742	2	74	62	506	175	6	26	2,074	
構成 比	1.6	3.3	0.6	12.0	0.6	5.0	35.8	0.1	3.6	3.0	24.4	8.4	0.3	1.3	100	

（参考：平成29年度）

相談 件数	30	38	25	171	18	98	686	0	48	25	352	158	4	17	1,670
構成 比	1.8	2.3	1.5	10.2	1.1	5.9	41.1	0.0	2.9	1.5	21.1	9.5	0.2	1.0	100

○児童虐待相談の経路内訳（平成30年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(3)児童虐待相談における主な虐待者

- 「実母」による虐待が半数を占める一方で、「実父」による虐待の割合が増加しています。

主な虐待者は、実母によるものが1,037件（50.0%）と最も多くなっています。一方で、実父によるものも877件（42.3%）となり、実父の割合が大きく増加しています。

虐待をしてしまう背景には、子育てへの不安や負担感の高まり、家族形態の多様化、援助が得られにくい近隣関係など、さまざまな問題が考えられることから、地域社会での子どもを守る取組や、妊娠期からの母子保健対策の推進等が、虐待の未然防止のためにより一層重要になっています。

また、近年は子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力(いわゆる面前DV)の増加により、実父が虐待者となる件数が増加していると考えられます。DV目撃が子どもに与える自尊感情の低下、安心感の喪失等に留意した支援が求められるとともに、女性相談所や福祉事務所などとの情報共有、連携強化が重要になっています。

表3 主な虐待者内訳（平成30年度）

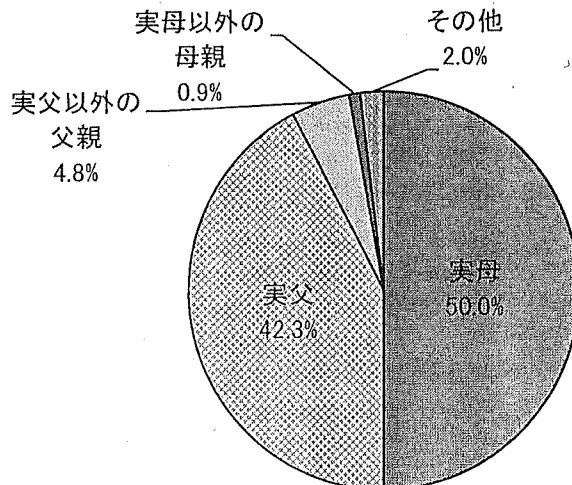
(単位：件、%)

虐待者 件数	実父	実母	実父以外 の父 親	実母以外 の母 親	その他	計
相談件数	877	1,037	100	19	41	2,074
構成比	42.3	50.0	4.8	0.9	2.0	100

(参考：平成29年度)

相談件数	621	916	88	9	36	1,670
構成比	37.2	54.9	5.3	0.5	2.2	100

- 主な虐待者内訳（平成30年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(4) 被虐待児童の年齢

- 被虐待児童の約半数が、乳幼児となっています。

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数が1,074件（51.8%）で、全体の約半数を占めており、前年度よりその割合は増加しています。なかでも0歳の件数が全年齢で最多の193件を占めています。

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）においても、0歳の子どもの虐待死事例が最も多くなっています。年齢が低いほど危険性が高く、死亡や重篤事例につながる傾向にあるため、妊娠期からの未然防止のための支援や若年層に対する虐待予防の啓発など、医療機関や市町母子保健部門との連携が重要です。

表4 被虐待児童の年齢内訳（平成30年度）

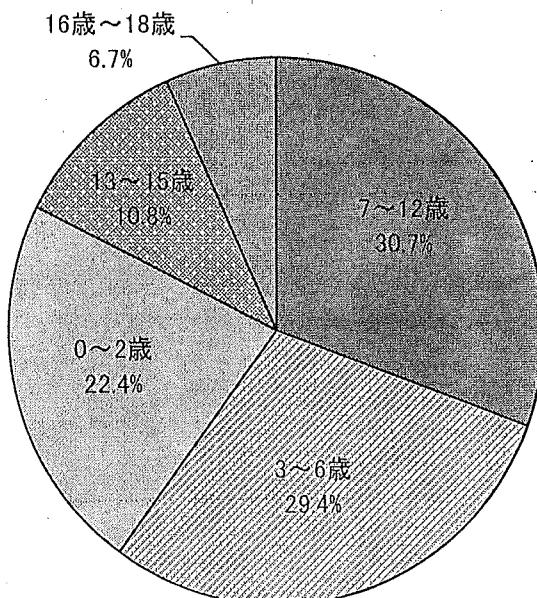
（単位：件、%）

被虐待者 件 数	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
相談件数	464	610	636	225	139	2,074
構成比	22.4	29.4	30.7	10.8	6.7	100

（参考：平成29年度）

相談件数	353	447	538	226	106	1,670
構成比	21.1	26.8	32.2	13.5	6.3	100

○被虐待児童の年齢内訳（平成30年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(5)児童虐待相談種別

- 「心理的虐待」の件数が大きく増加しています。

虐待相談の種別では、子どもの心を傷つける言動や配偶者に対する暴力・暴言の目撃などの「心理的虐待」が前年度から261件増の939件(45.3%)と最も多くなっています。子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃することが心理的虐待に該当することが広く認知され、通告が増加していることが考えられます。

次いで、あざ、骨折などの外傷や殴る、蹴るといった行為による「身体的虐待」が609件(29.4%)、食事を与えない、ひどく不潔なままにするといった「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が506件(24.4%)となっています。

また子どもにわいせつな行為をする又はさせる「性的虐待」が20件(1.0%)あり、子どもの心理的負担軽減等のための協同面接などを通じて、子どもからの告白等に迅速に対応していく必要があります。

表5 児童虐待相談種別内訳(平成30年度)

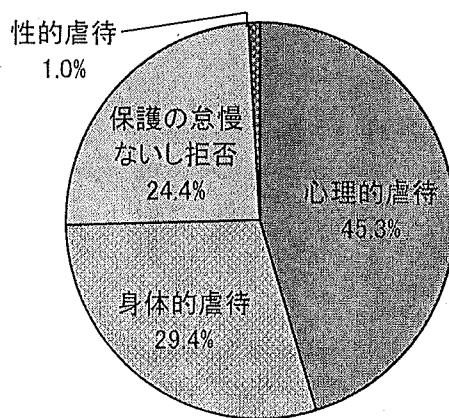
(単位:件、%)

種別 件数	心理的虐待	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否 (ネグレクト)	性的虐待	計
相談件数	939	609	506	20	2,074
構成比	45.3	29.4	24.4	1.0	100

(参考:平成29年度)

相談件数	678	542	421	29	1,670
構成比	40.6	32.5	25.2	1.7	100

○児童虐待相談種別内訳(平成30年度)



※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(6)児童虐待相談後の処遇

- 家庭分離が必要とされ、「施設入所」や「里親委託」となったケースは、合わせて127件でした。

相談後の処遇については、家庭訪問や児童相談所への来所による面接指導を行ったケースが1,890件（91.1%）、家庭分離が必要とされ、児童養護施設等への措置や里親への委託を行ったケースは127件（6.1%）となっています。

児童虐待の再発防止のためには、家庭への継続した支援とともに、関係機関との連携により、地域全体でその家庭を見守っていくことが重要です。

表6 児童虐待相談後の処遇内訳（平成30年度）

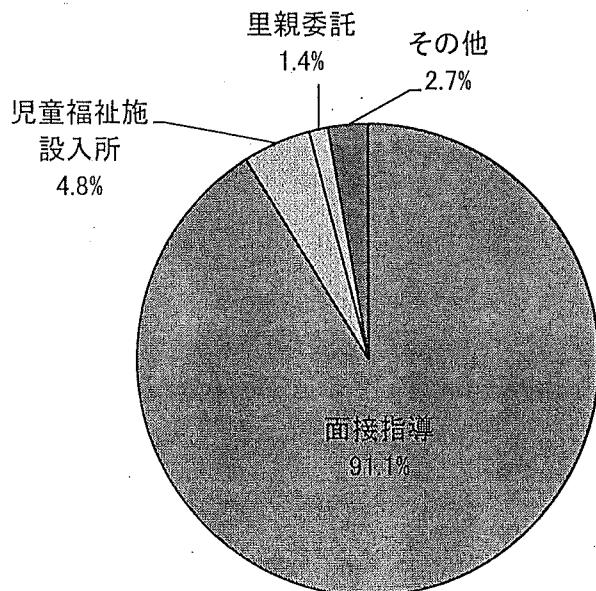
（単位：件、%）

処遇 件数	児童福祉施設 入所	里親委託	面接指導	その他	計
相談件数	99	28	1,890	57	2,074
構成比	4.8	1.4	91.1	2.7	100

（参考：平成29年度）

相談件数	74	12	1,520	64	1,670
構成比	4.4	0.7	91.0	3.8	100

○児童虐待相談後の処遇内訳（平成30年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(7)被措置児童虐待の状況及び講じた措置等

- 児童福祉法に基づき、都道府県知事は、児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された場合には、その状況、講じた措置等を毎年度公表するよう義務づけられています。
平成30年度においては、被措置児童虐待の事例はありませんでした。

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
4 件	4 件	0 件

(8)立入調査、臨検・検索及び一時保護の実施状況

- 児童虐待の防止等に関する法律に基づく出頭要求を1件実施しました。
- 一時保護の件数は前年度より増加し、その約半数が虐待を事由とするものでした。

児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、児童相談所への出頭要求を1件、警察への援助要請を10件実施しました。

一時保護（委託を含む）対応した子どもは延べ974人で、前年度より129人増加しました。中でも虐待を事由とする一時保護が全体の半数を占めています。児童虐待相談対応件数が過去最多となる中で、リスクアセスメントツールの運用により、子どもの安全確保のための一時保護が徹底されていることが考えられます。

また、里親、児童福祉施設、医療機関等に一時保護を委託することも多く、これらの関係機関と連携し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を引き続き行っていく必要があります。

表7 児童虐待の防止等に関する法律に基づく実施件数（平成30年度） (単位：件)

対応	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・検索	援助要請	親権停止審判
件数	2,074	1	0	0	10	0

（参考：平成29年度）

件数	1,670	6	9	1	11	0
----	-------	---	---	---	----	---

表8 相談事由別一時保護の対応状況（平成30年度） (単位：人、日、%)

	養護相談		障がい	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他					
保護人数	501	419	12	20	18	4	974
構成比・人数	51.4	43.0	1.2	2.1	1.8	0.4	100
延べ対応日数	8,565	7,734	223	461	494	72	17,549
構成比・日数	48.8	44.1	1.3	2.6	2.8	0.4	100

（参考：平成29年度）

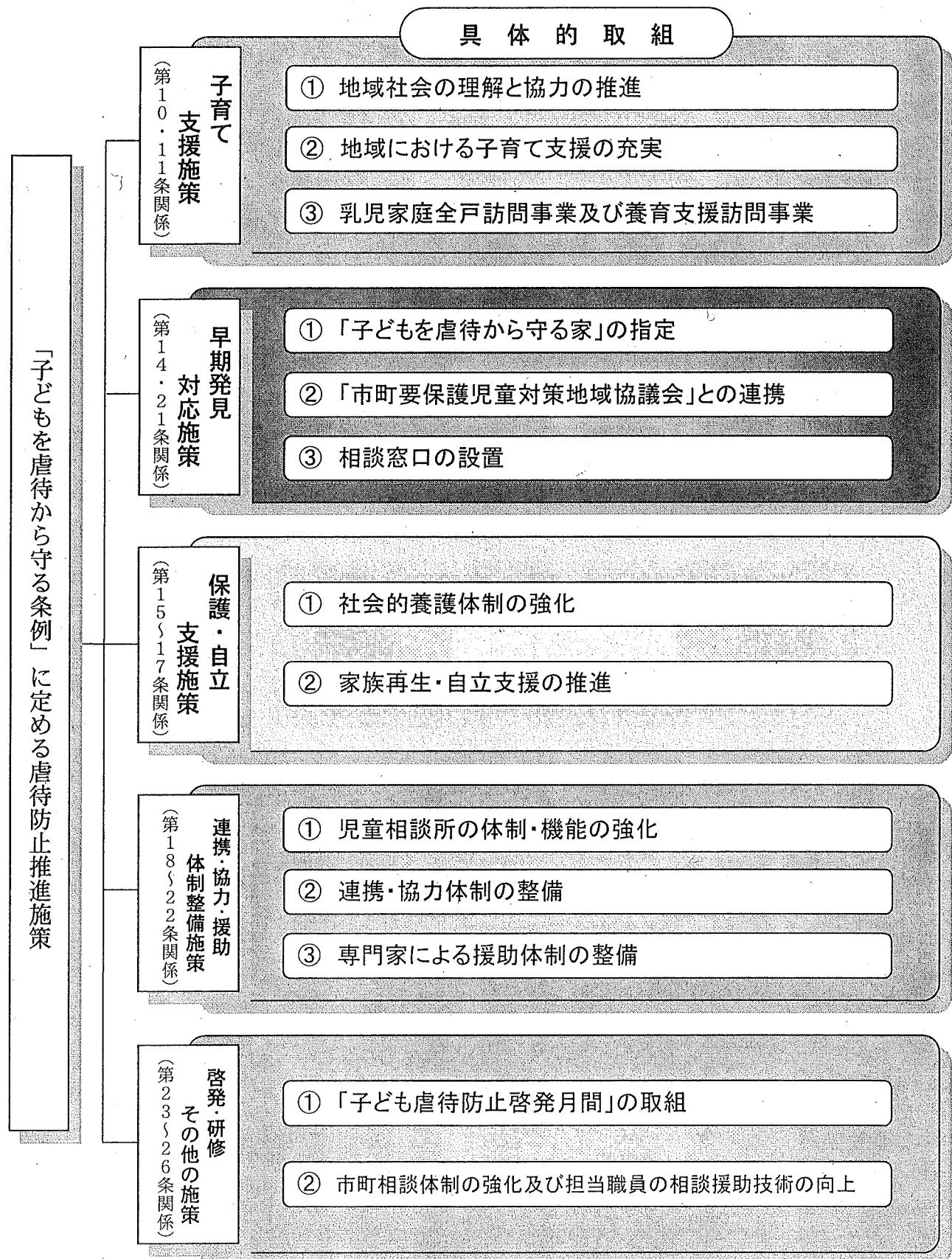
保護人数	424	342	7	43	19	10	845
構成比・人数	50.2	40.5	0.8	5.1	2.2	1.2	100
延べ対応日数	9,331	7,137	78	928	330	157	17,961
構成比・日数	52.0	39.7	0.4	5.2	1.8	0.9	100

※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

(1)「子どもを虐待から守る条例」取組体系

本条例に基づき、次の体系による取組を行っています。



(2)子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係)

- 子どもを虐待する行為の背景にある子育てを巡る不安等に対応するため、子育てを支援する環境の整備、家庭における育児支援事業等に取り組みました。

【平成30年度の具体的取組】

① 地域社会の理解と協力の推進

企業・団体等さまざまな主体が加盟する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催するなど、地域全体で子育て家庭を応援する気運を高める取組を進めました。

- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 1,570会員（平成30年度末）

- 「第13回子育て応援！わくわくフェスタ」

平成30年11月23日 国立木曽三川公園カルチャービレッジ輪中ドームで開催
(来場者 約4,000人)

- 子育て家庭応援クーポンへの協賛店舗数 1,763店舗（平成30年度末）

また、市町と連携して、子育て家庭の支援に関心や意欲のある方、祖父母世代等を対象に人材育成を行うとともに、家庭教育応援の取組を進めました（マイスター講座：3市町で実施57人受講、孫育て講座：3市町で実施64人受講）。

また、「子育てしやすい社会をつくる」という理念のもと、赤ちゃんの泣き声を周囲が温かく見守るという思いをステッカーにより可視化し、子育て家庭を社会全体で見守る気運を醸成する「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」に、三重県の呼びかけにより将来世代応援知事同盟の加盟14県で一斉賛同しました。

② 地域における子育て支援の充実

地域における子育てを支援する環境を整備するため、次の事業を行いました。

- 市町の放課後対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るために、放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業）に基づき市町が実施する放課後児童対策を支援しました。

放課後児童クラブは、令和元年5月1日現在、県内412か所に設置されています（厚生労働省実施状況調査による）（速報値）。

放課後子ども教室は、平成30年度末現在、県内77か所に設置されています。

○ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町に対して補助を行いました。

平成30年度末現在、県内28市町においてファミリー・サポート・センターが運営されています。

○子育て支援センター

子育て支援センターは、地域において子育て親子が交流を行う場所です。

この場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対して補助を行いました。

平成30年度末現在、県内全市町に子育て支援センターが設置されています。

③ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、従来の母子保健施策に加え、市町が生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を全て訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業であり、平成30年度末現在、県内全市町が実施しています。

養育支援訪問事業は、支援の必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うなど、適切なサービス提供につなげる事業であり、平成30年度末現在、県内28市町が実施しています。今後もこの取組が全市町に広がるように働きかけていきます。

【今後の課題】

児童虐待が起こる原因として、育児不安などの生活のストレス、望まない妊娠、社会的に孤立化し援助者がいないといったリスクが指摘されています。

育児に不安を持つ保護者が孤立しないよう、身近なところで気軽に相談ができ、的確な支援を受けられるようにするために、子育て家庭への情報提供や関係機関の連携・協力をより一層進める必要があります。特に妊娠、出産、子育てについて、経験や知識、周囲からの支援等が十分でない若年層への重点的な取組が必要です。

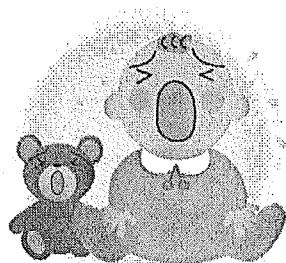
コラム ~「乳幼児揺さぶられ症候群」について~

赤ちゃんを強く揺さぶることは絶対にダメ！

- ・赤ちゃんの頭の中は、とても柔らかくダメージを受けやすい状態で、体に比べて頭も大きいので、強く揺さぶると脳のまわりの血管や、脳の神経が引きちぎれてしまします。これを「揺さぶられ症候群」といいます。
- ・赤ちゃんをなだめても泣き止まない時などに激しく前後に揺さぶってしまうことで、重大な後遺症（言語障がい、学習障がい、歩行困難、失明など）が残る可能性があり、最悪の場合、死にいたることもあります。

赤ちゃんの泣きの特徴

- ・生後2～3か月に泣きのピークがあり、親がどんなに頑張っても泣きやまないこともあります。
- ・しかし、ピークが過ぎれば、泣きはだんだん収まってきます。



赤ちゃんは泣くのが仕事！

- ・泣いても誰が悪いわけでもありません。
- ・泣かれてイライラしても当然のことです。

泣いたときは？

- ・まず赤ちゃんが欲しがっていると思うことを確かめてみましょう。
ミルクをあげる、おむつを替える、抱っこをする、衣類を調整するなど
- ・赤ちゃんがお母さんのおなかの中にいた状態を試してみましょう。
おくるみで包む、ビニールのクシャクシャ音や、おなかの中で聞いた音を聞かせるなど

注意

いつもと違う激しい泣き方、弱々しい泣き方、顔色が悪い、発熱やおう吐等、他の症状がある場合は、かかりつけ医や医療機関を受診しましょう。

どうしても泣きやまないときは？

- ・泣きやまなくとも問題ありません。
- ・赤ちゃんを安全な場所に寝かせて、その場を離れましょう。
- ・自分がリラックスしましょう。
- ・少ししたら、戻って赤ちゃんの様子を確かめましょう。
- ・まわりに助けや手伝いを求めましょう。

困っているお母さん、お父さんを見かけたら、「大変だね」「大丈夫」「泣いていいんだよ」と温かい目で見守りましょう。

(3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係)

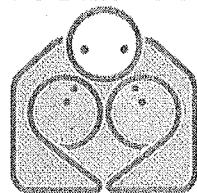
○ 児童虐待を発見したときには、まず何よりも子どもの安全確保を優先し、早急な状況把握と適切な初期対応を行うことが重要です。そのためには、関係機関等の連携・協力が必要であることから、「子どもを虐待から守る家」の指定や虐待の予防・早期発見等に、市町要保護児童対策地域協議会とともに、連携して取り組みました。

【平成30年度の具体的取組】

① 「子どもを虐待から守る家」の指定

「子どもを虐待から守る条例」第21条の規定に基づく「子どもを虐待から守る家」の指定件数は、平成30年度末現在で364件となっています。

子どもを虐待から守る家



三重県

<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

② 「市町要保護児童対策地域協議会」との連携

児童虐待にとどまらず、非行、障がい等を含めた要保護児童全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、県内全市町に設置されています。

平成30年度は、市町要保護児童対策地域協議会の運営体制の強化を図るため、市町アドバイザー派遣事業を実施し、10市町に専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行いました。また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする8市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

③ 相談窓口の設置

(1) 「こどもほっとダイヤル」の運営

「三重県子ども条例」第12条に規定する「子どもからの相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。

平成30年度は848件の相談があり、人間関係やいじめ、学業、恋愛などさまざまな相談が寄せられています。

虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得た上で児童相談所へ通告するなど、早期対応を図っています。

【こどもほっとダイヤルの概要】

- ア 実施機関（県から委託）
NPO法人チャイルドヘルpline MIEネットワーク
イ 電話番号 0800-200-2555（県内通話無料）
ウ 対象 県内の18歳未満の子ども（18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となります。）
エ 受付時間 毎日午後1時～9時（12月29日～1月3日を除く）

（2）「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」の運営

三重県では、予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年11月から専用の電話相談窓口「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を行っています。

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）の53.8%が0歳児であり、主たる加害者では実母が最も多くなっています。また、妊娠期・周産期の問題として、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」、「若年妊娠」などが高い割合を占めています。支援が必要な家庭の適切なアセスメントや相談しやすい体制の充実が求められています（令和元年8月厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」より）。

なお、平成30年度は妊娠レスキューダイヤルに85件の相談がありました。

【妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』の概要】

- ア 実施機関（県から委託）
NPO法人M C サポートセンターみくみえ
相談員：助産師、看護師等の医療専門職
イ 電話番号 090-1478-2409
ウ 相談日 月・水曜日 午後3時～6時
土曜日 午前9時～12時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

【今後の課題】

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を推進するためには、子どもを取り巻くさまざまな関係機関の連携・協力が必要です。

そのため、市町要保護児童対策地域協議会の構成メンバーのみならず、その他の医療機関やNPO等とタイムリーに連携し、切れ目のない充実した活動を展開することが重要です。

また、児童虐待を受けたと思われる子どもについて速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、周知を図ることが必要です。

(4)保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)

- 社会的養護を必要とする子どもたちが家庭的な環境の中で育てられるよう、里親委託を推進し、また、施設のグループケア化等に向けた施設整備への支援を行いました。

【平成30年度の具体的取組】

① 社会的養護体制の強化

社会的養護を必要とする全ての子どもが、家庭的な養育環境の中で育ち、最善の利益が保障されるよう、「家庭的養護の推進」、「専門的支援の充実」、「自立支援の充実」、「家族支援・地域支援の充実」に向け、平成27年度からの15年間を計画期間とした「三重県家庭的養護推進計画」を平成26年度に策定しています。平成30年度は同計画に基づき、次の取組を実施しました。

- 地域小規模児童養護施設と乳児院における小規模グループケアの運営を支援するため、平成27年度から児童指導員等の職員加配等に係る経費に対して補助を行っており、平成30年度は7施設において職員体制の強化が図られました。
- 里親支援専門相談員の活動に要する経費の一部について、6施設に対して財政的支援を行い、入所児童の里親委託の促進や委託後の支援の充実を図りました。
- 児童家庭支援センター（鈴鹿市）について、開設に伴う施設整備を実施しました。
- 児童養護施設（鈴鹿市）において、一時保護施設の整備を実施しました。
- 児童養護施設等の退所者の円滑な自立を支援するため、就職や進学に係る家賃相当額や生活費の貸付事業を実施しました。

なお、平成30年度に国が公表した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、同計画を全面的に見直し、令和元年度中に「三重県社会的養育推進計画」を策定することとしており、三重県社会的養育推進計画策定検討会議を平成31年3月から開催しています。

② 家族再生・自立支援の推進

○地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う児童家庭支援センターと児童相談所等の関係機関がより一層連携を深めるため、連絡会議を開催しました。

また、県内の子育て相談の充実を図るため、運営に係る財政的支援を行いました。さらに、児童福祉施設職員等に対し、自立支援に関する研修会を実施しました。

なお、児童家庭支援センターは平成31年4月時点で県内に5施設が設置されています。

○社会的養護を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームで適切な養育を受けることができるよう、里親の養育力向上を目指す取組として、フォースタリングチェンジプログラムや里親スキルアップ研修を実施しました。また、県内12施設に配置した里親支援専門相談員と連携し、里親支援活動を実施するとともに、里親支援専門相談員を配置する施設に財政的支援を行いました。

○里親制度の普及啓発や里親リクルートのため、里親会や里親支援専門相談員、NPO、市町と協働し、里親説明会や里親出前講座などを行いました。また、平成30年度の重点的取組として、NPOに委託し、鈴鹿市・亀山市を対象に「家庭的養護プロモーション事業」を実施し、地域を限定した集中的な普及啓発事業を行いました。

○平成28年4月に「子どもの家庭養育推進官民協議会」が発足し、三重県知事が会長を務めています。自治体と民間団体との連携により、養子縁組・里親制度の普及啓発や研修会の開催、家庭養育優先原則による社会的養育の実現に向けた取組を迅速かつ確実に実施できるよう国へ政策提言を行いました。

【今後の課題】

子どもを保護し、心身の回復を図り、健全な発達促進・自立支援を行うため、今後も社会的養育の充実を図るとともに、里親等への委託の推進や施設の環境整備の促進により、家庭的養護を一層推進することが求められています。

平成28年改正児童福祉法の理念や平成29年度に国が公表した今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」の具現化のため、子どもの最善の利益を念頭に、代替養育の必要な子どもやケアニーズの高い子どもへの支援の拡充が必要とされ、乳児院や児童養護施設をはじめとする施設の多機能化に向けた財政的支援やフォースタリング業務の包括的な実施体制の構築などが求められています。

(5)連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)

○児童相談体制・機能の強化を図るとともに、児童虐待対応に係る「アセスメントツール」の定着の徹底に取り組みました。また、市町との定期協議に基づき児童相談体制・機能の強化を支援するとともに、警察、検察、医療機関等の関係機関との連携強化に努めました。

【平成30年度の具体的取組】

①児童相談所の体制・機能の強化

○アセスメントツールの定着

三重県が独自に研究開発した初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」及び一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の精度向上と運用の徹底に取り組みました。

○民間との協働によるモニタリング

津市、四日市市及び三重郡を対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行いました。

○職員の増員

北勢児童相談所に職員1名の増員を行いました。

(参考)

平成31年4月に北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、県鈴鹿庁舎内に新たに鈴鹿児童相談所を開設するとともに、北勢児童相談所に2名、中勢児童相談所に1名及び南勢志摩児童相談所に1名の職員を増員しています。

②連携・協力体制の整備

○市町児童相談体制の強化支援

- 市町への支援については、児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「児童相談体制強化確認表」を活用して、市町との定期協議を実施してきました。平成30年度も引き続き定期協議を実施し、平成29年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。

- ・ 市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するため、アドバイザーを派遣しました。特に、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

○関係機関との連携・協力

- ・ 警察学校の施設を使用して、警察と児童相談所による立入調査等を想定した実践的訓練を実施しました。
- ・ 平成30年8月に三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部と「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結し、市町の要保護児童対策地域協議会に各児童相談所及び各警察署が参加し、子どもの支援体制の構築を図りました。

○被害事実確認面接（協同面接）

被害児の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による勉強会の開催及び協同面接の実施に取り組みました。

○児童虐待対応に係る医学的研修会の開催

虐待を発見しやすい立場にある医療現場における児童虐待早期対応の取組を促進するため、県と医療機関等との共催により、医師や看護師、行政職員等を対象とした虐待対応プログラムの医学的研修会を開催しました。

③ 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問等（年間開催回数10回、審議・報告案件25件）を行いました。

また、同部会において、平成29年8月に四日市市で発生した児童死亡事例について再発防止のための検証を平成31年1月から行っています。

【今後の課題】

平成30年12月に国が示した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童福祉司等の増員や、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等が求められています。また、令和元年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、児童相談所の介入機能と支援機能の分離、児童相談所への専門職の配置等を推進する必要があります。

(6) 啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)

○ 子どもを虐待から守るためにには、県民一人ひとりが虐待の未然防止や早期発見等について関心を持ち、理解することが大切です。このため、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、市町や民間団体等と連携して、積極的に啓発活動を展開しました。併せて、県民や関係機関等職員に対する研修会も実施しました。

【平成30年度の具体的取組】

① 「子ども虐待防止啓発月間」の取組

11月の子ども虐待防止啓発月間において、市町、関係機関等の協力を得て以下の取組を実施しました。

1 オレンジまつり（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催事業）

- (1) 実施日 平成30年11月4日（土）
- (2) 場 所 県立みえこどもの城（松阪市）
- (3) 内 容
 - ・オレンジみこしをかつごう！
 - ・ステージイベント
 - ・子ども虐待防止のメッセージ募集

2 児童虐待防止フォーラム（桑名市等との共催事業）

- (1) 実施日 平成30年11月18日（日）
- (2) 場 所 大山田コミュニティプラザ
- (3) 内 容
 - 講演 「何とかしたい 子どもの虐待と貧困」
 - 講師 湯浅 誠 氏

3 オレンジリボンツリーの一斉展示（市町協働企画）

- (1) 実施期間 啓発月間中
- (2) 内 容
 - ・子ども虐待防止を訴える、オレンジ短冊を吊るしたオレンジリボンツリーを県及び各市町の庁舎の玄関等に設置し、来庁者等への啓発を行いました。

② 市町相談体制の強化及び担当職員の相談援助技術の向上

市町職員の人材育成については、新規に市町要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修を実施するなど市町職員向け研修の充実を図るとともに、児童相談所職員対象の研修にも参加を促すなど、積極的に支援を行いました。特に、児童福祉に関する指定講習会については、引き続き、児童養護施設、乳児院、私立保育所職員等も対象者として実施しました。

○要保護児童対策地域協議会調整担当者研修の実施状況

開催日	講習会講義内容	講師（敬称略）
H30. 4. 16	「子どもの権利擁護と倫理」 など	鈴鹿医療科学大学教授 藤原 正範 他
H30. 4. 18	「要保護児童対策地域協議会の運営」 など	立命館大学教授 野田 正人
H30. 4. 26	「子どもの成長・発達と生育環境」 「社会的養護による自立支援と市区町村の役割」	児童相談センター副参事 高城 博 特定非営利法人児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎
H30. 5. 9	「障がい相談・支援の基本」 など	障害者相談支援センター所長 伊藤 一美 他
H30. 5. 16	「子ども虐待対応の基本」 など	児童相談所長 他
H30. 5. 18	「子ども家庭支援のためのソーシャルワーク」 など	皇學館大学教授 吉田 直樹
修了者数 : 修了証交付者 20人		

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。

○市町職員等テーマ別研修会の実施状況

開催日	研修テーマ	受講者合計
H30. 8. 24	親の離婚と再婚を経験する子どものいる家族の支援とは	57人
H31. 2. 27	市町や児童相談所が果たすべき役割と責任～支援の枠組みの構築～	55人
※講師は有識者		延べ 112 人参加

○市町児童福祉担当職員ブロック別研修の実施状況

ブロック	開催日	研修内容	受講者合計
北勢	H30. 12. 14	児童虐待対応に関する事例検討	31人
中勢・伊賀	H30. 12. 21		29人
南勢志摩	H30. 10. 10		17人
紀州	H30. 10. 19		17人
	※講師は有識者		延べ 94 人参加

○ 児童福祉に関する指定講習会の実施状況

開催日	講習会講義内容	講 師（敬称略）
H30. 8. 30	「児童福祉論」 「要保護児童対策地域協議会運営論・市町児童家庭相談援助論」	鈴鹿医療科学大学教授 藤原 正範 立命館大学教授 野田 正人
H30. 9. 5	「社会福祉援助技術論・社会福祉援助技術演習」	皇學館大学教授 吉田 直樹
H30. 9. 12	「児童相談所運営論」 「障害者福祉論」	伊賀児童相談所長 森本 良一 鈴鹿医療科学大学教授 貴島 日出見
H30. 10. 5	「養護原理」 「児童虐待援助論（初期対応）」	里山学院 統括施設長 鍵山 雅夫 児童相談センター所長 鈴木 聰
H30. 10. 17	「児童虐待援助論（発生予防）・児童虐待援助演習」	特定非営利法人児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎
修了者数 :		児童福祉司任用資格認定証交付者25人、修了証交付者4人

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。

【今後の課題】

児童虐待防止に関する県民の意識をより高めていくことが大切であり、引き続き、「子ども虐待防止啓発月間」等を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動を行う必要があります。

また、県全体の児童相談対応力を高めるため、引き続き児童相談の第一義的窓口である市町の人材育成、体制強化を支援していく必要があります。

参考

○子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日
三重県条例第三十九号

改正 平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号、
子どもを虐待から守る条例をここに公布します。

子どもを虐待から守る条例

目次

- 第一章 総則（第一条一第九条）
- 第二章 未然防止（第十条・第十一條）
- 第三章 早期発見及び早期対応（第十二条一第十四条）
- 第四章 保護及び支援（第十五条一第十七条）
- 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第十八条一第二十二条）
- 第六章 その他の施策（第二十三条一第二十六条）
- 第七章 雜則（第二十七条一第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

（基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

- 2. 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。
- 3. 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としな

ければならない。

- 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。
- 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(県民の責務)

第五条 県民は、虐待を許してはならない。

- 2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

- 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。

(市町との協働)

第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力をを行うものとする。

- 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(関係機関等との協働)

第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力をを行うものとする。

- 2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(地域社会の役割)

第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

第二章 未然防止

(子育てに関する情報の提供等)

第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。

- 2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者

等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(子育て支援指針)

第十一條 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てについて特別に必要な支援を行うための指針（以下この条において「子育て支援指針」という。）を策定しなければならない。

- 2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。
- 3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。
- 4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聽かなければならぬ。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。
- 5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

- 2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(早期発見対応指針)

第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下この条において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。

- 2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。
- 3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等について専門的な知識を有する者の意見を聽かなければならない。

この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

第四章 保護及び支援

(保護支援指針)

第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。

3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聽かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

(連携・協力体制の整備)

第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力をはかるための体制の整備を行わなければならない。

2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(専門家による援助体制の整備)

第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

(在宅における支援体制の整備)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合にお

ける虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(子どもを虐待から守る家)

第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。

- 一 子どもからの相談に応ずること。
- 二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。
- 2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。
- 3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。
- 4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。
- 5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(乳幼児を保護するための拠点施設)

第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。

第六章 その他の施策

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての关心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

- 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。
- 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(人材の養成等)

第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守ることについて職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(調査研究等)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

第七章 雜則

(秘密の保持)

第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。

2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。

(年次報告)

第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一条、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号〕

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則〔平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号〕

この条例は、公布の日から施行する。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告

(平成30年度)

1	三重県身体障害者総合福祉センター	1
2	三重県視覚障害者支援センター	5
3	三重県聴覚障害者支援センター	9
4	みえこどもの城	13
5	三重県母子・父子福祉センター	19

令和元年10月10日

子ども・福祉部

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成 30 年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地2）
指定管理者の名称等	社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 細野 浩
指定の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業に関する業務 (生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務) ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の收受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H29	H30	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B			基本協定書及び年度協定書に規定する仕様に基づき適切に管理業務を実施するとともに、機器や設備に支障が生じないよう維持管理及び修繕を行っている。
2 施設の利用状況	B	B			通所・訪問等リハビリテーションの利用者数は 8,561 人であり、平成 29 年度の利用者数 8,287 人より増加している。 生活援助棟の利用者数(H29: 21,259 人→H30: 25,826 人)は増加し、運動施設の利用者数(H29: 24,465 人→H30: 24,348 人)は、平成 29 年度と同水準である。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標2項目のうち、日中活動系サービス利用率は目標値を下回ったものの、地域生活移行率は目標を達成した。引き続き、地域の潜在的なニーズの掘り起こしを行うとともに、個々のニーズに応じた取組を強化する必要がある。 一方、指定管理者が独自に設定した成果目標に関しては、2項目全て目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施、個別支援計画に基づくニーズへのきめ細かな対応を行うとともに、病院等関係機関への広報等、利用率の向上に向けた取組を行った結果、日中活動系サービス利用率は 74.4%となり、前年度より増加した。成果目標は 80%であることから、業務改善等を行い、目標を達成することが望まれる。 ・地域生活移行率は 94.4%であり、成果目標の 50%を大きく上回り、通過型訓練施設としての役割を果たしている。 ・三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭の参加人数は合計 3,220 名となり、指定管理者が設定した成果目標 2,500 名を2割以上上回っている。 ・利用者満足度は、利用者へのきめ細かな対応等が功を奏し 94%となり、平成 29 年度を上回っている。 ・管理業務に係る経費の収支バランスを考慮しながら、適切に施設の維持管理を実施している。
	以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

<指定管理者の評価・報告書(平成30年度分)>

指定管理者の名称：社会福祉法人三重県厚生事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

- ① 三重県身体障害者総合福祉センター事業の実施に関する業務**
 - ・センターの維持管理業務をはじめ、生活援助棟の業務として「施設入所支援」「日中活動支援」等の事業、また、福祉センターA型の業務として「リハビリテーション」「障がい者スポーツ」等の事業を実施した。
 - ・生活援助棟の日中活動系サービス利用率については成果目標値80%に対し74.4%にとどまったが、地域生活移行率については94.4%と成果目標値50%を上回った。
 - ・自主目標として掲げた2項目に関して、三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数は、スポーツ大会(選手1,074名、役員601名)、ふれあいスポレク祭(参加者1,545名)の合計3,220名で目標値2,500名を達成した。また、福祉用具相談指導件数は361件であり、目標値300件を達成した。
 - ・障害者支援施設においては、施設入所445名、自立訓練(機能訓練)36名、自立訓練(生活訓練)149名、就労移行支援66名、生活介護95名の利用があった(月末実利用者数の年間集計)。
 - ・リハビリテーションでは、通所・訪問等のリハビリテーションを実施し、8,561件の利用があった。
 - ・障がい者スポーツの推進では、定期的にスポーツ教室等(参加者384名)を開催するとともに、三重県障がい者スポーツ大会(陸上:11月3日、フライングディスク:5月12日、ボーリング:12月15日、卓球:2月2日、卓球(サンドテニス):1月20日)を開催するとともに、三重県ふれあいスポレク祭(6月23日)を開催した。
 - ・施設貸出では、運動施設(野球場・テニスコート・ゲートボール場・体育館)、宿泊施設、研修施設の貸出において、1,803件、31,214名の利用があった。
- ② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務**
 - ・維持管理については、仕様書に基づき委託し、施設及び設備について適正な管理を実施した。
 - ・修繕については、生活援助棟デイルーム前天窓廻り、作業室前廊下、正面玄関屋上等の雨漏り補修や、冷温水発生機コントロールモーター修繕等、計97件の修繕を実施した。
- ③ 県施策への配慮に関する業務**
 - ・利用者(障がい者)の人権尊重への取組として、意見箱投書に対し直接回答を行った。
 - ・職員補充の際には、雇用における男女共同参画の観点をふまえて公募するとともに、育児休暇の取得等の環境整備に努めた。
 - ・次世代育成支援として、スポーツ・研修施設の利用並びに小中学校総合学習、相談支援等を行った。
 - ・福祉用具(自助具)の相談・製作等の支援、住宅改修の研修等を開催するなど、ユニバーサルデザインのまちづくり推進に寄与した。
- ④ 情報公開・個人情報保護に関する業務**
 - ・情報公開については、法人情報公開実施要綱に基づき運用を図ったが、開示請求は0件であった。
 - ・「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」を窓口にて公表した。
 - ・施設利用者の個人情報の管理について、書類は施錠できる書庫に、デジタルデータはアクセス権を制限するなど、管理を徹底した。
- ⑤ その他の業務**

該当なし

(2) 施設の利用状況

施設の利用状況(延利用者数)については、下記のとおりである。(単位:人)		
	平成29年度	平成30年度
施設入所支援	10,926	13,715
日中活動支援	10,132	11,787
短期入所	201	324
運動施設	24,465	24,348
宿泊施設	0	0
研修施設	7,008	6,866

2 利用料金の収入の実績

利用料金の収入の実績は下記のとおりである。（単位：円）

	平成 29 年度	平成 30 年度
支援費	132,896,882	162,565,050
診療報酬	9,080,184	8,799,394
介護保険	13,528,092	13,810,759
運動施設	1,348,460	1,412,880
宿泊棟	0	0
計	156,853,618	186,588,083

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

収入の部			支出の部		
	H29	H30		H29	H30
指定管理料	147,622,000	145,564,000	事業費	45,464,952	56,205,431
利用料金収入	156,853,618	186,588,083	管理費	497,632,538	402,370,027
その他の収入	210,196,106	115,712,413	その他の支出	2,322,144	2,339,368
合計 (a)	514,671,724	447,864,496	合計 (b)	545,419,634	460,914,826
収支差額 (a)-(b)	△30,747,910	△13,050,330			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	1 日中活動系サービス利用率 80% 2 地域生活移行率 50%
成果目標に対する実績	1 日中活動系サービス利用率 74.4% 2 地域生活移行率 94.4%
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動系サービス利用率は 74.4% であり、目標値 80% を下回った。引き続き、支援部サービス管理責任者及び高次脳機能障害支援コーディネーターを中心に病院入院者等のニーズ把握に努めるとともに、PR 活動を積極的に実施し、利用者数増を図っていく。また、施設のハード面、ソフト面を適宜改善し、利用者ニーズに丁寧に対応していく。 一方、地域生活移行率は 94.4% であり、目標値 50% を上回った。引き続き、個別支援計画に基づいて地域移行支援を実施し、通過型訓練施設としての役割を果たしていく。 なお、基本協定に基づく上記成果目標に加え、2 項目の自主目標を設定したが、これらは全て目標値を上回った。 <p>そのひとつである三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数は、3,220 名であり、目標値 2,500 名を達成した。引き続き、社会参加の推進を図るとともに、競技性の向上を視野に入れながら、スポーツイベントを開催していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、福祉用具相談指導件数は 361 件であり、目標値 300 件を達成した。引き続き、障がいのある方が安全で快適な生活が送れるよう、福祉用具相談指導を実施していく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B	三重県身体障害者総合福祉センター管理に関する協定に基づき、県担当課との協議のもと、適正に管理業務を実施した。
2 施設の利用状況	B	B	生活援助棟に関しては、医療機関及び行政機関等と連携し、受傷後から社会復帰後の支援まで関わり、通過型訓練施設として利用者の社会復帰支援を実施した。 また、診療に関しては、主に医療機関及び居宅介護支援事業所等と連携し、在宅障がい者、要介護者等を対象とした外来通院リハビリテーション、通所リハビリテーション等を実施した。
3 成果目標及びその実績	B	B	良質のサービスを提供し、利用者の満足度を高めるため、ニーズの変化に対応するバランススコアカードをツールに用いて事業運営を実施した。 実績については、日中活動系サービス利用率が目標値に至らなかつたが、地域生活移行率については目標値を達成した。

※評価の項目「1」の評価：

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動系サービス利用率について、目標値は達成できなかつたが、高次脳機能障がい者への訓練や、自動車訓練、日本情報処理検定協会検定試験の実施・受験支援等、専門的・特徴的な訓練を実施した。 地域生活移行率については、目標値を上回った。 三重県障がい者スポーツ大会について、社会参加の促進及び競技性の向上を視野に入れ、各種スポーツ団体と連携して実施した。また、ふれあいスポレク祭について、参加者・協力者合わせて 1,000 人を超える規模のイベントを適切に実施した。毎回、アンケート調査を実施し、官民参加の運営委員会を通じて事業の改善を重ねた結果、引き続き目標の参加人数を達成した。また、福祉用具相談指導件数の目標値も達成した。 医療保険、介護保険でのリハビリテーションについて、ニーズを分析しながら必要なリハビリテーションを効果的に実施した。 <p>上記の取組等により、利用者満足度は 94%となつておひり、昨年度に引き続き、高い水準を維持するとともに、指定管理業務を適正に実施した。</p>
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成30年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県視覚障害者支援センター（津市桜橋二丁目131番地）
指定管理者の名称等	社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 内田 順朗
指定の期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">点字刊行物及び視覚障害者等用の録音物を利用に供すること。点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。視覚障害者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H29	H30	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B			機器の管理や点検を定期的に行い、適切な施設管理を行うとともに、不要となった物品の整理・廃棄と、物品の再配置を行うなど、環境整備に努めており、管理業務を支障なく実施している。
2 施設の利用状況	B	B			各種講習会等の開催やボランティアによる利用等、積極的な施設の利用促進が図られており、図書等の貸出数と生活訓練の参加者数についても成果目標を達成した。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標は、2項目とも目標を達成した。また、指定管理者が独自に設定した達成目標については、8項目のうち5項目が目標を達成している。 点訳・音訳奉仕員養成講習修了者数及び点訳奉仕員養成講習開催日数は、それぞれ目標に届かなかつた。特に点訳奉仕員講習会は、今後、さらなる注力をしていく必要がある。

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	図書館業務については、より多くの分野の蔵書を増やすことに努め、点訳・音訳刊行物の制作数の目標を達成した。また、成果目標である図書等の貸出数についても目標を達成した。
	生活訓練については、個々のニーズに応じたさまざまな個別訓練を実施しており、参加者数の目標を達成している。
・点訳・音訳奉仕員の養成については、指定管理者が設定した成果目標を達成できておらず、さらなる取組が必要である。	
以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。	
今後は、近年、利用が増加しているサピエ図書館（点字図書や録音図書の書誌データベース）への対応等、視覚障害者のニーズに応じたサービスの提供を図るとともに、目標を達成していない点訳・音訳奉仕員の養成については、さらなる広報の実施等、受講者数の増加に向けた取組を積極的に推進する必要がある。	

<指定管理者の評価・報告書(平成30年度分)>

指定管理者の名称:社会福祉法人三重県視覚障害者協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県視覚障害者支援センター事業の実施に関する業務

- ・点字図書等の貸出（16,630タイトル）、サピエ図書館ダウンロード（66,936タイトル）及び点字図書等の制作（373タイトル）を行った。
- ・生活訓練については、個々の障害に応じた個別訓練を実施した（472人）。
- ・点訳奉仕員養成研修（受講者2人）及び音訳奉仕員養成研修（受講者19人）を開催した。
- ・指定管理者が独自に設定した成果目標については、8項目中5項目で目標を達成した。
① 図書の制作編集 373タイトル（目標300タイトル）
② 図書だより発行 12回（目標6回）
③ 点訳奉仕員養成講習（初級）開催 3日、修了証2名（目標5日、20名）
④ 点訳奉仕員養成講習（中級）開催 10日（目標20日）
⑤ 音訳奉仕員養成講座開催 40日、修了証19名（目標40日、20名）
⑥ スキルアップ講座 344名（目標330名）
⑦ 県政だより発行 12回（目標12回）
⑧ みえ県議会だより発行 7回（目標7回）

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設管理では、機器の管理や点検を定期的に行った。

③ 県施策への配慮に関する業務

ア. 人権尊重社会の実現

小・中学生を対象に、センター見学と小中学校訪問を実施し、視覚障害者福祉の啓発活動を行った。（センター見学 6校、222人 小中学校訪問 23校、1,960人）

イ. 男女共同参画社会の実現

三重県視覚障害者協会の評議員に女性5名を委嘱しており、センターの運営や方針の決定過程における男女共同参画の推進を図った。

ウ. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

視覚障害者に対する情報保障を行うとともに、補助犬受け入れ啓発活動や、おもいやり駐車場の普及啓発に参加した。

エ. 次世代育成支援の推進

小・中学生を対象とした視覚障害者福祉への理解促進を実施した。

オ. 環境保全活動の取組

コピー用紙の再生紙購入、廊下や使用していない部屋の消灯に努めるとともに、録音テープのリユースや不要となった廃棄点字図書のリサイクル等に取り組んだ。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する情報公開実施要領」及び「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する文書整理保存要領」に基づき、実施した。

平成30年度の開示請求は、前年度と同じく0件であった。

個人情報保護については、「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書」第11条の「個人情報の保護に関する事項」を遵守するとともに、「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報保護規程」により対応した。

⑤ その他の業務

該当なし

(2)施設の利用状況

- ・施設利用登録者数は、前年度から7名増加し842人となった。
- ・点訳や音訳の奉仕員及びITセンター等、多くのボランティアがセンターを訪れ、作業や各種会合、研修等に利用している。
- ・土曜開館の試行については、特に毎月第3土曜日は、生活訓練の実施を行っている。また、土曜を中心活動する音訳ボランティアグループの利用も定着してきている。

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H29	H30		H29	H30
指定管理料	46,183,000	46,183,000	事業費	10,415,664	9,933,459
利用料金収入			管理費	35,739,089	36,385,946
その他の収入	748	681	その他の支出	0	0
合計 (a)	46,183,748	46,183,681	合計 (b)	46,154,753	46,319,405
収支差額 (a)-(b)	28,995	△135,724			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・図書等の貸出数 77,000 タイトル ・生活訓練の参加者数 470 人
成果目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・図書等の貸出数 83,566 タイトル (点字図書等貸出 16,630、サピエ図書館ダウンロード 66,936) ・生活訓練の参加者数 472 人 (歩行 185 人、家事管理 30 人、福祉機器 123 人、点字指導 77 人、料理教室 23 人、家庭生活 15 人、社会資源活用 19 人)

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成30年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名： 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県聴覚障害者支援センター（津市桜橋二丁目131番地）
指定管理者の名称等	一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子
指定の期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。 ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。 ・災害発生時における被災者支援に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価		コメント
		H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B		機器の管理や点検を定期的に行うとともに、適切な施設管理を行っており、利用状況は良好である。
2 施設の利用状況	A	A		三重県聴覚障害者支援センター利用者数は4,656人（達成率126%）であり、成果目標を大幅に上回っている。
3 成果目標及びその実績	A	B		<p>成果目標5項目のうち、4項目において目標を達成した。 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の年間派遣時間数の目標達成率は90%であり、目標を達成することができなかった。</p>

※「評価の項目」の県の評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・成果目標5項目のうち、4項目において目標を達成した。 ・聴覚障がい者に関する情報発信を頻繁に行うとともに、利用者の要望に基づいて助聴器や窓口用磁気ループ等聴こえを支援する機器を設置するなど、県民サービスの向上に向けて意欲的に取り組んでいる。 ・交流会や障がい者スポーツ体験などを実施し、障がい者への理解促進に向けた取組を積極的に行っていている。 ・他の機関が実施するイベントにおいてパネル展示や出張相談を実施するなど、センターの利用促進に向けて意欲的に取り組み、施設利用者数が前年度から増加している。
	<p>以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。</p> <p>成果目標を達成していない手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の年間派遣時間数については、派遣を促進するため、ホームページや広報紙等を利用して、イベント主催者・団体や県民に対して聴覚障がい者等への情報保障の重要性を啓発していく必要がある。</p>

<指定管理者の評価・報告書(平成 30 年度分)>

指定管理者の名称：一般社団法人三重県聴覚障害者協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県聴覚障害者支援センター運営事業の実施に関する業務

- ・字幕映像ライブラリーを 24 本制作するとともに、聴覚障がい者等に 443 件の貸出を行った。
- ・手話通訳者養成研修、要約筆記者養成研修、盲ろう者通訳・介助員養成研修を開催し、それぞれ 19 名、15 名、4 名が受講した。
- ・市町や障がい者当事者団体等からの派遣要請に応じて、県に登録している手話通訳者等を派遣した。
- ・難聴者・中途失聴者を対象とした生活訓練として、手話研修や各種学習会を 16 回実施するとともに、情報支援機器の貸出等を行った。
- ・災害発生の際、早急に聴覚障がい者への安否確認や支援活動を行うため、災害に関する協定を新たに 1 町と締結し、締結市町数は合計 10 市町となった。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設管理では、機器の管理や点検を毎月行い、備品の修繕等、必要な措置を行った。

③ 県施策への配慮に関する業務

ア 人権尊重社会の実現

センターまつりを開催し、デフスポーツに関する講演や障がい者スポーツ体験（ボッチャ）等の紹介を行い、聴覚障がい者をはじめ、関係者や県民に障がい者スポーツや聴覚障がい者への理解推進を行った。また、三重県人権センター主催の第 3 回県民人権講座に協力し、三重県聴覚障害者支援センターのパネル紹介、出張相談を行い、センターの利用促進と周知を図った。

イ 男女共同参画社会の実現

三重県聴覚障害者支援センター職員に女性を配置している（50%）。また、手話通訳者等においては女性が積極的に活動している。

ウ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

センター入口に補助犬受け入れステッカーや手話マーク、筆談マーク、点字板見取り図を掲示し、受付には窓口用磁気ループ、簡易筆談器及び助聴器、集音器を設置した。

団体や企業からの聴覚障がい者への合理的配慮についての相談に応じ、聴覚障がい者支援機器の紹介や助言を行った。

エ 次世代育成支援の推進

地域団体の見学を受け入れるとともに、聴覚団体や支援団体と連携しながらセンターまつりを開催し、県民や子どもたちへ聴覚障がいの啓発を行った。

県民を対象に心のバリアフリー教室「盲ろう者と交流しませんか」を 2 回行い、盲ろう者に対する理解と支援を深め、盲ろう者通訳・介助員養成講座の受講に結びつけた。

オ 環境保全活動の取組

コピーユ用紙の再生紙利用、グリーン購入や両面印刷等を行うとともに、部屋を使用しない際は消灯やエアコンを切ることを徹底するなど、環境保全活動に努めた。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する情報公開実施要領」及び「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する文書整理保存要領」を平成 24 年 4 月 1 日に制定している。

平成 30 年度中の開示請求は 0 件であった。

個人情報保護については、「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書」第 11 条の「個人情報の保護」に関する事項を遵守するとともに、指定管理者である一般社団法人三重県聴覚障害者協会が平成 24 年 4 月 1 日に制定した「保有個人情報取扱規程」及び「三重県聴覚障害者支援センター個人情報保護実施要領」に基づき対応している。

⑤ その他の業務

該当なし

(2)施設の利用状況

聴覚障がい者や支援者が、ほぼ毎日、三重県聴覚障害者支援センターを訪れ、各種会合、研修に利用しており、年間利用者数は前年度から増加し4,656人となった。

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H29	H30		H29	H30
指定管理料	28,630,000	28,630,000	事業費	15,001,842	14,128,260
利用料金収入			管理費	14,049,785	14,776,205
その他の収入	72	63	その他の支出	0	0
合計 (a)	28,630,072	28,630,063	合計 (b)	29,051,627	28,904,465
収支差額(a)-(b)	△421,555	△274,402			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数 3,700人 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員のスキルアップ研修 受講申込者数 360人 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の年間派遣時間 2,400時間 ・情報発信回数 年間48回以上 ・災害時における避難行動要支援者に関する協定数 10市町
成果目標に対する 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県聴覚障害者支援センター利用者数 4,656人 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員のスキルアップ研修受講申込者数 395人 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の年間派遣時間 2157.5時間 ・情報発信回数 年間149回 ・災害時における避難行動要支援者に関する協定数 10市町
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難行動要支援者に関する協定については、1町と協定を締結し目標を達成した。今後も、当事者団体等から助言・協力を得て作成した啓発リーフレットを協定締結市町に配布することで、避難所内における聴覚障がい者支援を地域でも行えるよう取り組むとともに、引き続き、協定未締結市町に対して働きかけを行っていく。 ・聴覚障がいに対する県民の理解を促進するため、心のバリアフリー推進事業として、引き続き、地域における啓発、交流に取り組む。 ・字幕映像ライブラリー作品は、聴覚障がいを持つ子どもやその保護者など利用が多い対象層を考慮し、今後その対象層のニーズを考慮したDVD作品を増加させることで、貸出数の向上に努めていく。 ・今後も県内から幅広く三重県聴覚障害者支援センターを利用してもらうことが重要と考え、さらなる情報発信やイベントでの啓発を強化するとともに、関係機関にも周知し、利用者の増加を図っていく。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B	・設備の管理や点検を定期的に行うとともに、適切な施設管理を行っており、利用状況は良好である。
2 施設の利用状況	A	A	・手話通訳者養成講座、生活訓練事業や相談等を定期的に開催し、積極的な利用の促進を図った。 ・利用者の要望に基づき、受付にも助聴器や窓口用磁気ループなど聴こえを支援する機器を常備した。 ・聴覚障がい者・支援団体の各種会合や研修に利用されており、延べ年間利用者数は4,656人となった。
3 成果目標及びその実績	A	B	・三重県聴覚障害者支援センターの利用者数については、目標値3,700人に対し、実績4,656人となり、目標値を達成できた。 ・スキルアップ研修受講者数については、目標値360人に対し、実績395人となり、目標値を達成できた。 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の年間派遣時間数については、目標値2,400時間に対し、実績2,157.5時間となり、目標値を達成できなかった。 ・情報発信の回数について、目標値48回に対し、149回実施した。 ・災害時における避難行動要支援者に関する協定については、目標値10市町に対し実績10市町となり、目標を達成できた。

※評価の項目「1」の評価：

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価

- ・成果目標5項目のうち、4項目は成果目標を達成しており、総括的には計画的に実施することができたと考えている。
・「手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の年間派遣時間数」については、派遣対象となる障がい者団体が主催する会議の開催回数の減少等により目標を達成することができなかつたが、今後も派遣事業の利用促進を図っていく。
・施設利用者数が年々増加しているのは、県内の福祉関係機関や関係団体にセンター便りを配布するなど、センターの周知に積極的に取り組んだことと、障害者差別解消法の施行等によりセンターの重要性が高まっていることの現れであり、引き続き、啓発や普及に取り組むことで、利用促進を図っていく必要がある。
・聴覚障がい者にとって、ホームページやメール、動画等、視覚的な情報の提供が有効かつ重要な伝達手段であるため、今後もこれらによる情報提供に努めていく。

<指定管理者の評価・報告書(平成 30 年度分)>

指定管理者の名称: 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① みえこどもの城管理・運営事業の実施に関する業務

(1) 総利用者数について

平成 30 年度利用者総数は 216,812 人となり、目標数 20 万人を達成することができた。

夏休みから秋にかけての繁忙期に、大型台風の三重県上陸が立て続けに発生し、停電による大規模イベント「サイエンスフェスタ」の中止や、臨時休館を 3 回ほど行ったことで、昨年度の総利用者数と比べ減少したものの、

① 各コーナーにおいて実施する企画について、利用者との会話やアンケート等から、こどもの城へのニーズを常に分析し、企画に反映させることで利用者の増加に努めたこと

② 地域の団体や企業等と協働で実施する大型イベント(キッズおしごと広場、オレンジまつり、むかしあそびっておもしろい)が着実に定着するとともに、10 月、3 月に実施した開館 30 周年記念イベントなどの新たな地域協働事業を通じ、定期的に話題性のある事業を発信できたこと

等もあり、目標を達成できたと考える。

(2) 児童健全育成拠点事業(出張サービス事業)について

平成 30 年度移動児童館等の実施回数は 92 回となり、目標数の 90 回を達成した。

県内各地からの要請に可能な限り応えるとともに、提供先の子ども集団の年齢層や人数などに合わせた遊びや体験を工夫して実施したこと等により目標を達成できたものと考えている。

今後は地域の団体・グループと連携して当該事業を実施するなど、事業内容の充実を図るとともに、地域の子育て関連団体との連携によりサテライトこどもの城を実施し、新たな拠点事業を展開していきたい。

(3) 利用料金収入について

平成 30 年度の利用料金収入(諸収入含む)については、17,330 千円となり収入見込みを上回ることができた。

利用料金収入は、入館者総数の動向に左右される傾向にあるため、台風などの外部要因が絡む利用者数の減少により昨年度よりも減少したものの、目標額は達成できた。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設・機器の適切な維持管理及び財団の運営に深刻な影響を及ぼすことを回避するため、「みえこどもの城管理に関する協定書」における修理等に要する緊急時の限度額を見直すとともに、下記の修繕等を行った。

(1) 来館者の安全対策及びサービスの維持・向上関係

- ・非常誘導灯の LED 化、館内監視カメラの増設、アートサイエンス内部ガラス飛散防止フィルムの施工、
- エントランスのウォーターサーバーの更新及びトイレのエアージェットタオルの設置 等

(2) 施設の運営中止等の措置の排除

- ・ドームシアター設備の老朽化に伴い希少在庫の映像用予備ランプの確保

③ 県施策への配慮に関する業務

県施策の発信を行うために次の企画を実施した。

(1) 子ども・家庭関係

- ・三重県子ども虐待防止・いじめ防止啓発事業オレンジキャンペーン 「オレンジまつり」
- ・子どもを虐待から守る条例 第 28 条に基づく年次報告書 平成 30 年度版 掲示
- ・みえのこども白書 2019 展示

(2) 環境関係

- ・第 7 回おやこ水質研究室
- ・木育のためのボールプール設置
- ・みえ子ども森の学びサミット
- ・みえ森と緑の県民税を活用した取組紹介パネル展示

(3)消費生活関係

- ・かえっこキッズタウン～お金のしくみを楽しく学ぼう！～

(4)ICT関係

- ・子どもプログラミング教室～ドローンを飛ばそう！～
- ・子どもプログラミング教室～IchigoJamでゲームをつくろう！～

(5)家庭の日・県民の日

- ・県民の日特別企画 みえこどもの城オリジナルプラネタリウム番組「オーロラの世界」無料投影
- ・家庭の日特別イベント「ひろばであそぼ♪」シリーズ企画(12回)
- ・平成30年度 家庭の日啓発ポスターコンクール入選作品 展示
- ・平成30年度 家庭の日啓発ポスターコンクール入選作品 表彰式
- ・平成30年度 第10回家族の絆一行詩コンクール 告知・募集

(6)観光・地理関係

- ・三重まるみえ展

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「公益財団法人三重こどもわかもの育成財団情報公開実施要領」を制定している。
- ・みえこどもの城事業への参加者からの個人情報は、要領に則り保護に努めた。
- ・「文書目録」を三重県戦略企画部情報公開課に提出した。

⑤ その他の業務

該当なし

(2)施設の利用状況(成果目標とその実績)

① 県指定の成果目標

区分	平成30年度成果目標	平成30年度実績
① 年間総利用者数	200,000人	216,812人
② 児童健全育成拠点事業実施回数	90回以上	92回
③ 利用者の満足度	80%以上	92%

② 財団が設定する成果目標項目

区分	平成30年度成果目標	平成30年度実績
① 子どもに関する情報パネル展	5企画	5企画
② ドームシアター事業	25,000人	29,421人
③ クライミングウォール事業	利用者数 10,000人 選手権参加数 30人	13,300人 46人
④ カープラ活用事業 (カープラ教室実施回数)	12回	12回
⑤ 創作活動	106企画	126企画
⑥ 身体活動	企画数 10回 遊具コーナー利用者数 28,000人	12回 33,358人
⑦ 他団体との共催事業	10企画	34企画
⑧ ボランティア・大学生などの企画事業	20企画	40企画
⑨ 繁忙期対応特別事業	2企画 10,000人	17企画 10,213人
⑩ 地域協働大型イベント	50団体 120人	73団体 205人
⑪ 県施策関連イベント・展示	20企画	25企画

4 成果目標とその実績

成果目標	<p>指定期間で達成すべき成果目標(県による設定値)</p> <ol style="list-style-type: none"> 年間総利用者数 年間 200,000人 児童健全育成拠点事業実施回数 90回以上 利用者の満足度 80%以上
成果目標に対する実績	<p>1. 年間総利用者数 年間総利用者数は 216,812 人となった。 夏休みから秋にかけての繁忙期に、大型台風の三重県上陸が立て続けに発生し、停電による大規模イベント「サイエンスフェスタ」の中止や、臨時休館を 3 回ほど行ったことで、昨年度の総利用者数からは減少したもの、下記の取り組みを行ったこと等により、目標を達成できたものと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各コーナーにおいて実施する企画について、利用者との会話やアンケート等から、こどもの城へのニーズを常に分析し、企画に反映させることで利用者の増加に努めたこと 地域の団体や企業等と協働で実施する大型イベント(キッズおしごと広場、オレンジまつり、むかしあそびっておもしろい)が着実に定着するとともに、10月、3月に実施した開館 30 周年記念イベントなどの新たな地域協働事業を通し、定期的に話題性のある事業を発信できること <p>2. 児童健全育成拠点事業実施回数 移動児童館等の実施回数は 92 回となった。 今年度も県内各地からの要請に可能な限り応えるとともに、提供先の子ども集団の年齢層や人数などに合わせた遊びや体験を工夫して実施したこと等により目標を達成できたものと考える。</p> <p>3. 利用者の満足度 今年度の満足度は 92% となり、目標の 80% を大幅に上回ることができた。 ・昨年度に引き続き通常のアンケートに加え、子どもモニター企画等によりお客様の声を直接収集し企画に反映させるなど、サービス内容の改善や見直しに繋げたこと ・職員だけでなく館内清掃委託事業者、昼食販売業者、ボランティアの方々にも研修会、講習会に参加いただくなど、施設全体のサービスの向上を図るために努めたこと 等により高い水準での満足度を維持できたものと考えている。</p>
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 来館者の多くは、園児、小学生であることから、中学生以上の来館者の確保にも努める。 子育て支援や次世代を担う児童・青少年の育成の連携企画等の充実を図る。 地域の団体・グループと連携して各種事業を実施するなど、事業内容の充実を図るとともに、地域の子育て関連団体との連携によりサテライトこどもの城を実施し、新たな拠点事業を展開する。 県等の施策と連携した少子化対策事業の推進に努める。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	A	<ul style="list-style-type: none"> 管理・運営業務を適正に行った。 管理の瑕疵に起因する利用者の負傷等の事故はなかった。 施設の維持管理及び修繕について適切に対応した。 特定建築物の法定点検を実施した。
2 施設の利用状況	A	A	<ul style="list-style-type: none"> 地域の団体や企業等と協働で実施する大型イベント(キッズおしごと広場、オレンジまつり、むかしあそびっておもしろい)については、周知されてきたことに加え、協働相手の参加意欲も高く内容についての充実が図られたことにより、集客数を維持できた。また、サイエンスフェスタやおやつの城など新たな地域協働事業も増え、開かれたこどもの城として多様な企業・団体そして地域の皆様と連携した様々な事業を実施した。 6 月中旬にホームページをリニューアルし、スマートフォンでの閲覧に対応するとともに、イベント告知だけでなく、協力団体・ボランティアの活動内容の紹介や、イベントの活動報告を行うブログを設置するなど、みえこどもの城の魅力をより発信できるようになった。

3 成果目標及びその実績	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・県が指定管理者の公募に際して示した3つの成果目標(年間総利用者数、移動児童館等の実施回数、利用者の満足度)について、全て達成した。 ・その他、指定管理者が独自に設定した15の成果目標について、全て達成した。
※評価の項目「1」の評価：			<p>「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。 「B」 → 業務計画を順調に実施している。 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。</p>
※評価の項目「2」「3」の評価：			<p>「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。 「B」 → 当初の目標を達成している。 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。</p>
			<p>第3期指定管理の3年目として、昨年度までの実績を踏まえ、以下のようにより効果的・効率的な施設管理・運営を行うことで成果目標を達成したものと考える。</p> <p>① より効果的かつ魅力的なこどもの城の情報発信</p> <p>平成30年6月中旬にみえこどもの城のホームページを全面リニューアルし、スマートフォンでの閲覧・操作に対応することで利用しやすくなるとともに、協力団体・ボランティアの活動内容の紹介ページや、イベント活動を報告するブログなどを設置し、みえこどもの城の魅力をより発信できるコンテンツへの整備を行った。</p> <p>また、今年度は三重テレビの月1回でのテーマ取材や、新聞へのイベント記事掲載など、マスコミ等へ情報提供を積極的に行った。</p> <p>② リピーターの確保</p> <p>館内アンケート調査の結果、5回以上の利用歴があるリピーターが利用者全体の6割を占めている。リピーターの方が、何度も来ても飽きずに楽しめるよう、外部の研修にも積極的に職員を派遣し新たな企画を構築するとともに、話題の工作や旬のテーマを用いたプラネタリウム・体験・展示などを積極的に取り入れ、サービスのマンネリ化を防ぐことに努めた。</p> <p>③ 地域の人々との協働による事業の推進</p> <p>地域の団体や企業等と協働で実施する大型イベント(キッズおしごと広場、オレンジまつり、むかしあそびつでおもしろい)が着実に定着するとともに、10月、3月に実施した開館30周年記念イベントなどの新たな地域協働事業を通して、定期的に話題性のある事業を実施した。</p> <p>④ 県内各地への積極的なサービス展開と新たな事業展開の準備</p> <p>県内の子ども会や児童館等からの要請に応じ、工作やカブラ等の遊びを指導・提供するとともに、青少年育成市民会議等との連携による「サテライトこどもの城」を開催した。</p> <p>また、次年度から「サテライトこどもの城」を地域の団体・グループと連携し、新たな拠点事業を展開していく調整を行った。</p> <p>⑤ 利用者の安全確保と取組</p> <p>日頃の職員一人ひとりの気づきを共有すること、定期的な避難訓練及び避難誘導器具・消火器・排煙装置等のチェックを重ね、非常時の危機管理体制についての意識共有を行った。</p> <p>また、職員全員が普通救命講習Ⅰを受講し、利用者の安全確保に備えた。</p> <p>⑥ 施設の維持管理</p> <p>施設管理業務を委託している専門技術者と協働して日々及び定期的な点検作業を着実に行うことで、施設の不具合を早期に発見するとともに、すみやかな対応(施設所管部への協議や小破修繕等)を行った。</p> <p>⑦ 経費の節減及び収入の確保</p> <p>光熱水費や諸経費(印刷費、消耗品費等)の節減について、職員一丸となって取り組むとともに、非常誘導灯等のLED化により電力使用量を削減した。</p> <p>また、日没時間の早い冬季期間には、閉館時間を30分早めることで、来館者の安全を図るとともに、職員の現場従事負担を減らし、人件費・光熱費の削減を図った。</p> <p>アンケートやヒアリングを元に利用者のニーズを分析し、3~10月の繁忙期を中心に旬のテーマや人気工作体験等を実施することで、利用者及び収入の確保を図り、収入予算額を上回ることができた。</p>

成果目標に対する 実績	<table border="0"> <tr> <td>1 ひとり親家庭情報交換会開催回数</td><td>5 回</td></tr> <tr> <td>2 就業実績</td><td>10 件</td></tr> <tr> <td>3 相談(就業・生活等)件数</td><td>332 件</td></tr> <tr> <td>4 就業支援講習会参加者数</td><td>90 人</td></tr> <tr> <td>5 母子・父子自立支援員研修回数</td><td>3 回</td></tr> </table>	1 ひとり親家庭情報交換会開催回数	5 回	2 就業実績	10 件	3 相談(就業・生活等)件数	332 件	4 就業支援講習会参加者数	90 人	5 母子・父子自立支援員研修回数	3 回
1 ひとり親家庭情報交換会開催回数	5 回										
2 就業実績	10 件										
3 相談(就業・生活等)件数	332 件										
4 就業支援講習会参加者数	90 人										
5 母子・父子自立支援員研修回数	3 回										
今後の取組方針	<p>○ 相談(就業・生活等)件数 県民へのセンターの周知不足を解消するため、市町や市町社協との連携を強めるとともに、市町がひとり親家庭に書類を送付する際に、利用PR文書を同封するよう依頼したい。また、市郡母子寡婦福祉会やひとり親家庭福祉協力員に対し、ひとり親家庭への資料配布等を依頼したい。</p> <p>○ 就業支援講習会参加者数 パソコン講習会は、インターネット接続の関係で地域開催が難しいものの、10 人程度集まるようであれば、地域開催を検討したい。センターで開催する講座は、今年度と同様、日商 PC 検定試験(文書作成)3 級の資格取得をめざす講習会にしたい。 今年度から開催した日商の初級簿記講習については、資格取得(初級)を目標に引き続き実施していきたい。 また、ビジネスマナー研修会やハローワークと共に開催した就労に関する研修会についても、就職活動等における実務的な研修であり、今後も引き続き実施していきたい。</p> <p>各種講習会については、修了生からは講習会で学べて良かったとの声をよく聞くが、講習会の周知、職員の勤務体制、参加者数に対する講師料等の課題があった。今後、県の支援も受けながら、より良い講習会の実施に努めたい。 その他、ホームヘルパー養成講習会等への派遣事業は、利用しやすくして活用を図りたい。</p> <p>○ 母子・父子自立支援員研修会 今後も、母子・父子自立支援員の意向も尊重し、県と協議しながら年 3 回の研修内容を決めていく。</p> <p>○ 求人情報の提供 職業紹介・あっ旋については、相談員を 2 名にすることで求人が上昇している。今後はより多くの県民にセンターを知ってもらい、求職登録者を増やし、登録者にきめ細かな対応を行い、あっ旋につなげていきたい。</p> <p>○ 利用満足度調査(利用者アンケート) センター関係者を除くなど、対象者に偏りが無いようにし、幅広い意見の集約に努め、その結果を運営に生かしていきたい。</p> <p>○ ひとり親家庭情報交換会 引き続き参加しやすさを考慮し、県内 5 地域での事業展開を図っていく。</p>										

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B	5か年の指定管理事業の3年目として、全体的には、順調に運営ができた。
2 施設の利用状況	B	B	会議、研修での利用が主体で、利用者からは職員の対応も含め、満足度は高い状況である。駐車場については交通至便地にあり、今後とも、公共交通機関の利用を呼び掛けるとともに、駐車できない場合の近隣の駐車場の案内も行っていきたい。
3 成果目標及びその実績	B	B	就業支援講習会参加者数は成果目標を達成したが、今後は会員等のニーズに応えられる講習会の開催に努めていきたい。また、募集案内の周知に県の支援も求めつつ、ハローワークと就労研修会を共同で開催するなど、参加者数の増加に取り組んでいく。

※評価の項目「1」の評価：

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>当事者団体である母子寡婦福祉連合会に委託することで、当団体のネットワークを活用し、当事者のニーズに沿った効果的な事業展開が可能であると考えられる。しかし、昨今、ひとり親家庭が増加しているものの、個人情報保護もあり、対象家庭の把握・声かけができないことから母子寡婦福祉連合会への新規加入者数が減少しており、それに伴って、対象となる家庭へ情報が届きにくくなっていることが課題である。</p> <p>今後、より効果的に事業を実施するには、ホームページやメールなど様々な方法で県民への参加募集を周知するとともに、会組織の充実と、会未加入の母子家庭等への事業の周知をどのようにしていくかがポイントであると思われる。</p> <p>また、就業支援講習会参加者数については、引き続きホームページでの募集案内を行うとともに、県広報の活用や市町の母子家庭等向けの郵便物への募集チラシの同封など、できるだけ多くの広報媒体を活用し、広報に努めることで、参加人員の確保等を図っていきたい。</p>
--------	---